

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

つくば市

2 構造改革特別区域の名称

つくば市ワイン・フルーツ酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

つくば市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

つくば市（以下、「本市」という。）は、茨城県の南西部に位置し、総面積 283.72 km²である。北に関東の名峰筑波山を擁し、東には我が国第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されている。また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20～30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を形成している。

(2) 風土

年間平均気温が 14.0℃と温暖な地域であり、年間降雨量は、1,440 mm前後である。夏場の最高気温は 30～35℃前後、夜温は 20～25℃前後と日較差が大きくはなく、台風襲来が年に何度かあることが栽培上の懸念であるが、気温条件は国内の有名ぶどう産地とされる甲府等にも劣らないものである。また、夏場に日本海の寒流を通過して吹く風は、冷涼・乾燥を好むぶどう栽培上の利点となる。降雪は年に 2～3 回程度、最低気温も -5℃を下回ることはないのでぶどうの越冬にも問題はない。さらに筑波山周辺の花崗岩質が風化した土壌は、海外の有名ワイン生産地であるローヌ(仏)・サルディーニャ島(伊)・グラニットベルト(豪)などと同様であり、今後生産されるワインの味わいに期待できる。

(3) 人口

人口は、近年増加傾向にあり、国勢調査に基づく平成 27 年現在の本市の人口は、226,963 人で 5 年前の平成 22 年より 12,373 人増加している。

(4) 産業

平成 27 年国勢調査による就業人口は、104,770 人である。産業別割合は、第 1 次産業 3.18%、第 2 次産業 20.76%、第 3 次産業 76.06%である。第 3 次産業の就業者は増加傾向にあり、逆に第 1 次産業は減少傾向にある。

本市の農業については、水稻、野菜、芝を中心に多様な農業生産が行われている。また、研究学園地区や沿線開発地区など新しい市民が多く居住し、身近なところに消費者地域が存在していることもあり、6 次産業化や農業体験受入れなど、新たな農業ビジネスに積極的に取り組む農業者が増えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業における課題は、農業従事者の高齢化や他産業への流出等に伴う後継者不足や農業従事者の営農意欲の減退、これらに伴う遊休農地の増加があげられる。それらに対して、本市では、『つくば市農業基本計画』（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、意欲ある農業者の育成・確保や 6 次産業化の推進、農地の保全、地産池消の促進などに取り組んでいるところである。

こうした中、近年、遊休農地を活用し、ワイン用のぶどう栽培をする新規就農者が現れている。これら新規就農者は、将来的に生産から醸造、販売まで自ら行い、ワイナリーとして地域観光にも寄与したいと考えている。

また、市内では、生食用ぶどうや梨、みかんなど多種多様な果樹栽培が行われている。特に本市ではブルーベリーの栽培を推進しており、市内には 30 以上の栽培農家があり、ジャムや菓子など様々な商品が開発され、6 次産業化に盛んに取り組んでいる。

さらに、市内には多数の飲食店があることから、これら飲食店で地元産酒類を提供することにより、消費者へのプレミア感の提供や市内農業の PR に繋げていくと共に、都内等近隣から観光客の誘致を図っていきたい。

この他規制の特例措置の活用を希望する農業者を支援することで地域農業の課題である、遊休農地の解消はもちろんのこと、産業や観光分野の活性化にも資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、本市の特産物である果実を原料としたワインや果実酒、リキュールの製造が比較的小規模な施設で可能となる。酒類製造に低資金での参入が可能となることから、新規就農者の確保や所得向上による安定的な農業経営の実現、新たな産業や観光資源の創出などが見

込まれる。

さらに、消費者地域に近いという利点も生かしながら、市内農業の振興や地域の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

- ・地域特産物のブランド化
- ・果実の生食以外での用途拡大による特産品の消費拡大，農業所得向上
- ・遊休農地の解消
- ・新規就農や担い手の確保による人口定着

(2) 産業振興

- ・新たな特産品「つくば産ワイン」の販売
- ・市内飲食店での限定提供による集客力強化
- ・ワインを取り巻く新規産業の創出（中長期的効果）

(3) 観光振興

- ・新たな観光資源の創出
- ・農業体験やワイナリー見学による都市農村交流の促進
- ・外国人観光客への観光誘致

【経済的社会的効果の目標指数】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特産酒類の製造事業者数	—	—	1 件	2 件
特産果実酒製造量	—	—	2 kl	4 kl
特産リキュール製造量	—	—	—	1 kl

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

別紙

- 1 特定事業の名称
709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、ブルーベリー、りんご、いちご、キウイフルーツ、梨、みかん、梅、柿、もも、スイカ、メロン、いちじく又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

 - (2) 事業が行われる区域
つくば市の全域

 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設
上記2に記載した者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、ブルーベリー、りんご、いちご、キウイフルーツ、梨、みかん、梅、柿、もも、スイカ、メロン、いちじく又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう、ブルーベリー、りんご、いちご、キウイフルーツ、梨、みかん、梅、柿、もも、スイカ、メロン、いちじく又はこれ

らに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準(年間6キロリットル)が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業経営の多角化や、新たな農産物加工品の開発及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、異種業者等との連携、市民等との交流拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。